

三重県都市計画区域マスタープランの改定について

令和元年 11 月 5 日
県土整備部
都市政策課

1 都市計画区域マスタープランとは

都市計画法に基づき、都道府県は、すべての都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という）を定めることとなっています。

県では、現行の「都市計画区域マスタープラン」の目標が令和 2 年度であるため、令和 2 年度の改定を目指し、平成 28 年度から作業を進めています。県内には、21 の都市計画区域があり、そのすべての都市計画区域について改定することになります。

（「都市計画区域マスタープラン」の改定時には、北勢・大安都市計画区域の統合予定があり 20 の都市計画区域となる見込みです。）

その構成は、第 1 章の都市計画の目標、第 2 章の土地利用規制の基本方針、第 3 章の主要な都市計画の決定方針からなっています。

都市計画区域マスタープラン（都市計画区域毎）

第 1 章 都市計画の目標

- 圏域・都市計画区域の現状と取組
- 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題
- 都市計画の理念と目標
- 圏域・都市計画区域の将来都市構造
- 一体の圏域形成に向けた方針

圏域
マスター
プラン
(同一圏域内共通)

第 2 章 土地利用規制の基本方針

- 区域区分の要否
- 区域区分の方針

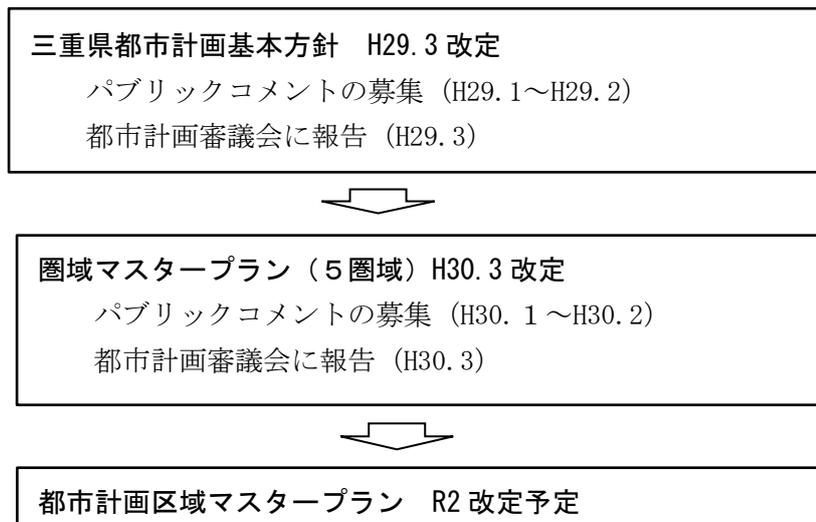
第 3 章 主要な都市計画の決定方針

- 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針
- 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針
- 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針
- 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針
- 地域の特性に応じて定めるべき事項

2 改定に向けてのこれまでの取り組み

平成 28 年度において、県全体の方針として「三重県都市計画基本方針」を改定し、平成 29 年度では、この「都市計画基本方針」に基づき、広域的な視点で都市計画の目標を策定するため、結びつきが強い 5 つの広域圏（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域）で「圏域マスタープラン」を都市計画審議会に諮ったうえで改定しました。

今回、そのうちの 3 圏域（伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域）にある 10 の非線引き都市計画区域について、これまで、市町と協議を重ねながら改定作業を進めてきており、パブリックコメントにより県民の意見を広く聞くための素案を作成しました。



【参考】

各圏域の都市計画区域の構成

北勢圏域

桑名都市計画区域、四日市都市計画区域、鈴鹿都市計画区域、亀山都市計画区域、いなべ都市計画区域（北勢都市計画区域と大安都市計画区域を統合予定）

中南勢圏域

津都市計画区域、安濃都市計画区域、松阪都市計画区域、明和都市計画区域、多気都市計画区域

伊勢志摩圏域

伊勢都市計画区域、鳥羽都市計画区域、志摩都市計画区域、南勢都市計画区域

伊賀圏域

伊賀都市計画区域、名張都市計画区域

東紀州圏域

尾鷲都市計画区域、熊野都市計画区域、紀伊長島都市計画区域、御浜都市計画区域

3 都市計画区域マスタープラン改定のポイント

(1)「都市計画基本方針」で示した3つの変革の観点を踏まえ、都市計画区域マスタープランを改定します。

特に今回の改定では、都市防災の観点から、災害リスクの高い場所での都市的土地利用の抑制等を基本的な考え方に加えました。

【3つの変革の観点】

- ①都市経営の観点『効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成』
- ②都市防災の観点『大規模災害の被害低減に向けた都市構造の形成』
- ③都市活力の観点『地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成』

(2)「圏域マスタープラン」に位置付けられた基本理念と新しく整理しなおした拠点をもとに、特色ある集約型都市構造の形成をめざして、都市計画区域マスタープランを改定します。

①伊勢志摩圏域

基本理念：「豊かな自然や悠久の歴史・文化とともに常若に生きるまち」

拠 点：広域拠点3か所、交流拠点21か所、防災拠点7か所を設定

②伊賀圏域

基本理念：「恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち」

拠 点：広域拠点3か所、交流拠点10か所、防災拠点3か所を設定

③東紀州圏域

基本理念：「自然・文化と命の道により交流を育み、美しい風景の中に暮らすまち」

拠 点：広域拠点2か所、交流拠点23か所、防災拠点8か所を設定

4 今後のスケジュール

	伊勢志摩・伊賀・東紀州圏域内の10の都市計画区域	北勢・中南勢圏域内の11の都市計画区域
令和元年 10月	常任委員会に説明	素案作成 下協議 常任委員会に説明 都市計画審議会に報告
11月	都市計画審議会に報告 パブリックコメントの実施	
12月	国等関係機関との協議	
令和2年 1月		
3月		
令和2年度	案の公告縦覧 都市計画審議会へ付議 決定告示	パブリックコメントの実施 国等関係機関との協議 案の公告縦覧 都市計画審議会へ付議 決定告示

